

令和7年度 医療廃棄物適正処理研修会

東京都医師会方式による 医療廃棄物追跡管理システムについて



【目次】

- 排出事業者の処理責任 2ページ
- 相次ぐ不適正処理事件の発生 4ページ
- 廃棄物処理法改正と排出事業者責任強化の変遷 6ページ
- 電子マニフェスト使用義務化 7ページ
- 東京都医師会方式とは 8ページ
- 追跡管理システムを使った情報管理 9ページ
- システム利用料金・加入手続き 10ページ
- 本システムに参画している地区医師会 11ページ

【排出事業者の処理責任1】

産業廃棄物の処理は、排出事業者にあります！

廃棄物処理法では、排出事業者に対して、「廃棄物を適正に処理する」という責任が課されています。これは、感染性廃棄物の排出事業者である医療機関についても例外ではありません。しかし、契約や日々の事務手続が大変…



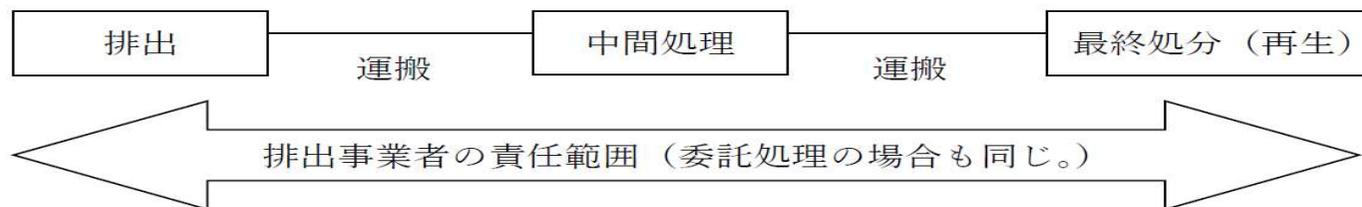
廃棄物が適正に
処理されたか
心配

業者選びと
契約に手間や時間
がかかる

紙マニフェストの
保管が
かさばる

【排出事業者の処理責任2】

廃棄物処理業者に処理を委託した場合であっても、
排出事業者に**処理責任**があります



○廃棄物には、通常の取引とは異なり、売買の対価として得られる商品やサービスが手元に残らないという特性がある

⇒価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすく、いわば「悪貨が良貨を駆逐する」構造に陥りがち

出典：環境省「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」（平成29年6月）より抜粋

適正な処理＝相応の費用がかかることを十分に理解しましょう

排出事業者責任を共に担っていくパートナーとして
優良な処理業者と契約することが重要です！

【相次ぐ不適正処理事件の発生1】

◆東京都内 不法投棄事件（平成5年）

収運業者が医療機関やクリーニング店から回収した感染性廃棄物等を駐車場に放置
⇒都が収運業者の契約書から排出事業者を割り出し、撤去指導を実施
⇒排出事業者が措置命令発出前に自主撤去



写真出典：東京都

◆青森・岩手県境不法投棄事件（平成11年）

- 排出事業者は全国約12,000社
 - 首都圏で排出された医療廃棄物も多数
- ⇒排出事業者措置命令



写真出典：岩手県

【相次ぐ不適正処理事件の発生2】

◆砂押プラリ事件（令和6年）

砂押プラリ株式会社

…宮城県から特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けていた処分業者

- 医療機関等から回収した大量の感染性廃棄物を、未処理のまま長年放置
- マニフェストの虚偽記載
- 許可を受けた滅菌処理以外の方法で感染性廃棄物を処理

⇒特別管理産業廃棄物処分業の許可取消し

こうした不適正処理の当事者にならないために…

○安かろう悪かろうではない、優良で信頼できる処理業者の選定

○マニフェストの確認

○処理業者への現地確認

が必要です！

【廃棄物処理法改正と排出事業者責任強化の変遷】

循環型社会への対応や処理業者・処理施設の信頼回復、
排出事業者責任の徹底等を目的に、法改正が行われています。

昭和45年制定	清掃法を全面改正し、廃棄物処理体制を確立 ・廃棄物の定義 ・産業廃棄物は事業者責任 ・一般廃棄物は市町村事業
昭和51年改正	産業廃棄物処理に関する事業者の責務の確実な履行の確保 ・委託基準規定(再委託禁止)・措置命令規定の創設
平成3年改正	発生抑制・再生利用の促進 廃棄物処理体系の拡充強化 ・特別管理産業廃棄物の創設・マニフェスト制度の創設(特別管理産業廃棄物)
平成9年改正	廃棄物の減量化・リサイクルの推進・不法投棄対策 ・多量排出事業者の処理計画で減量を明確化 ・マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に拡大
平成12年改正	適正な処理体制の整備と不適正処理の防止 ・マニフェストによる処理状況の確認の義務付け ・廃棄物の焼却の規制 ・不適正処分に関する支障の除去等の措置命令の強化
平成15年改正	不法投棄の未然防止とリサイクルの促進 ・報告、徴収及び立入検査権限の拡充 ・不法投棄、不法焼却未遂罪の創設
平成17年改正	不適正処理に対する対策強化 ・マニフェスト違反の勧告に従わない者の公表 ・命令の導入
平成22年改正	長期的な廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会の推進 ・排出事業者による処理状況の確認の努力義務の明確化 ・建設廃棄物の排出事業者の明確化
平成29年改正	不適正処理への対応強化と有害使用済機器の適正保管等の義務付け ・特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者への電子マニフェストの義務付け ・有害な特性を有する使用済みの機器について、処理基準の遵守等の義務付け

香川県豊島
不法投棄事件

ニッソー
不法輸出事件

青森・岩手県境
不法投棄事件

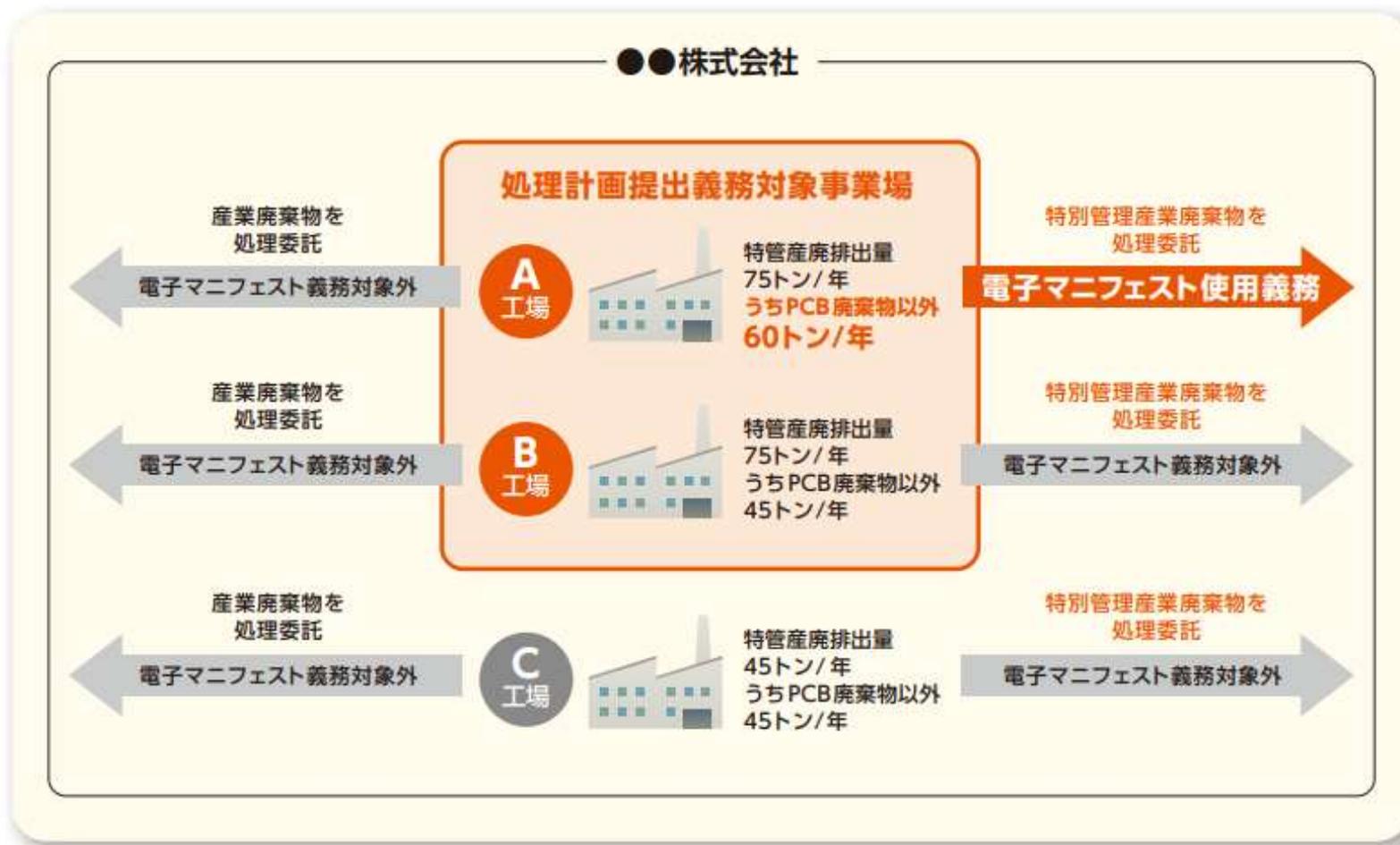
食品廃棄物
不正転売事件

出典：公益財団法人 東京都環境公社「産業廃棄物管理責任者講習会テキスト」より抜粋、追記

【電子マニフェスト使用義務化】

前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されました。（2020年4月施行）

電子マニフェスト使用義務の対象(例)

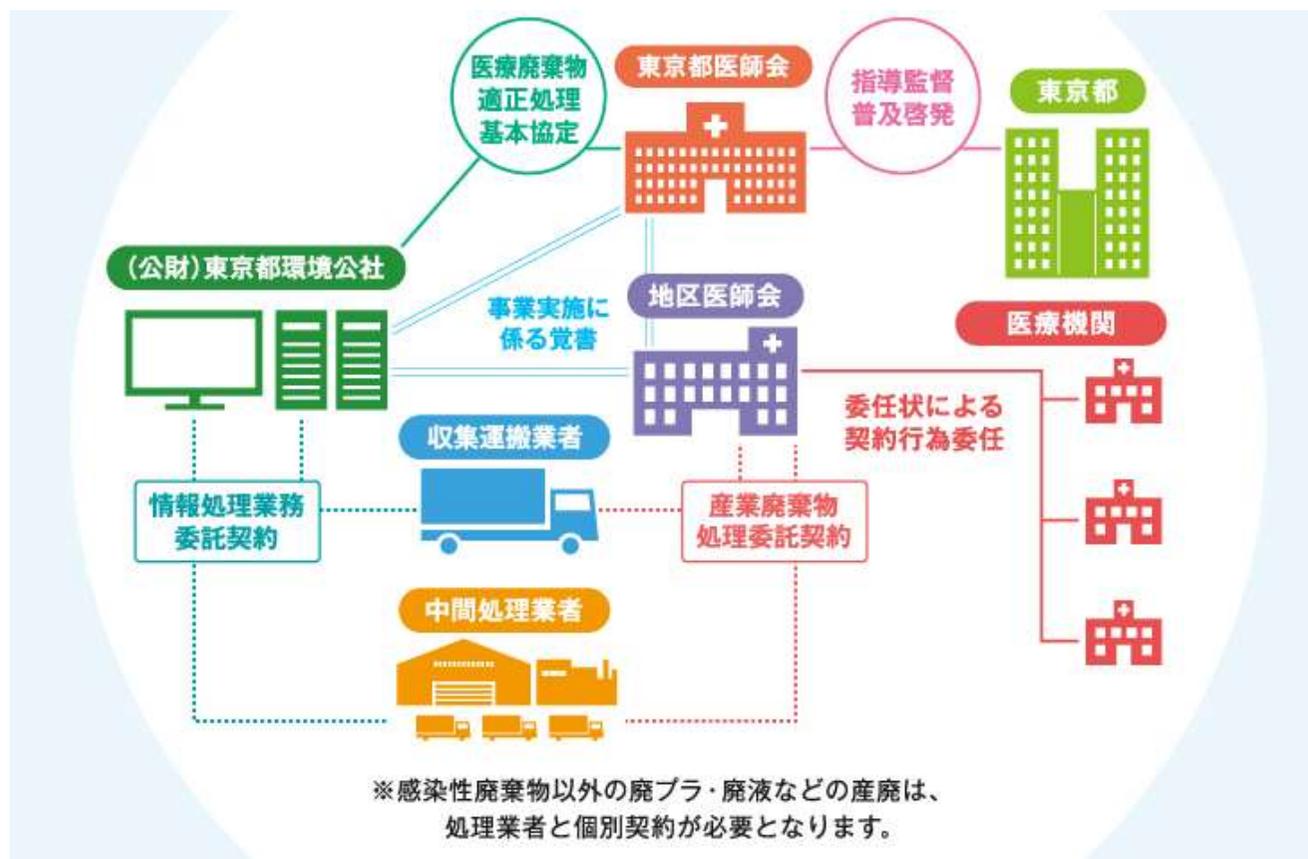


【東京都医師会方式とは】

感染性廃棄物の適正処理のため、東京都医師会・各地区医師会・東京都環境公社が共同で取り組んでいる運営方式です。

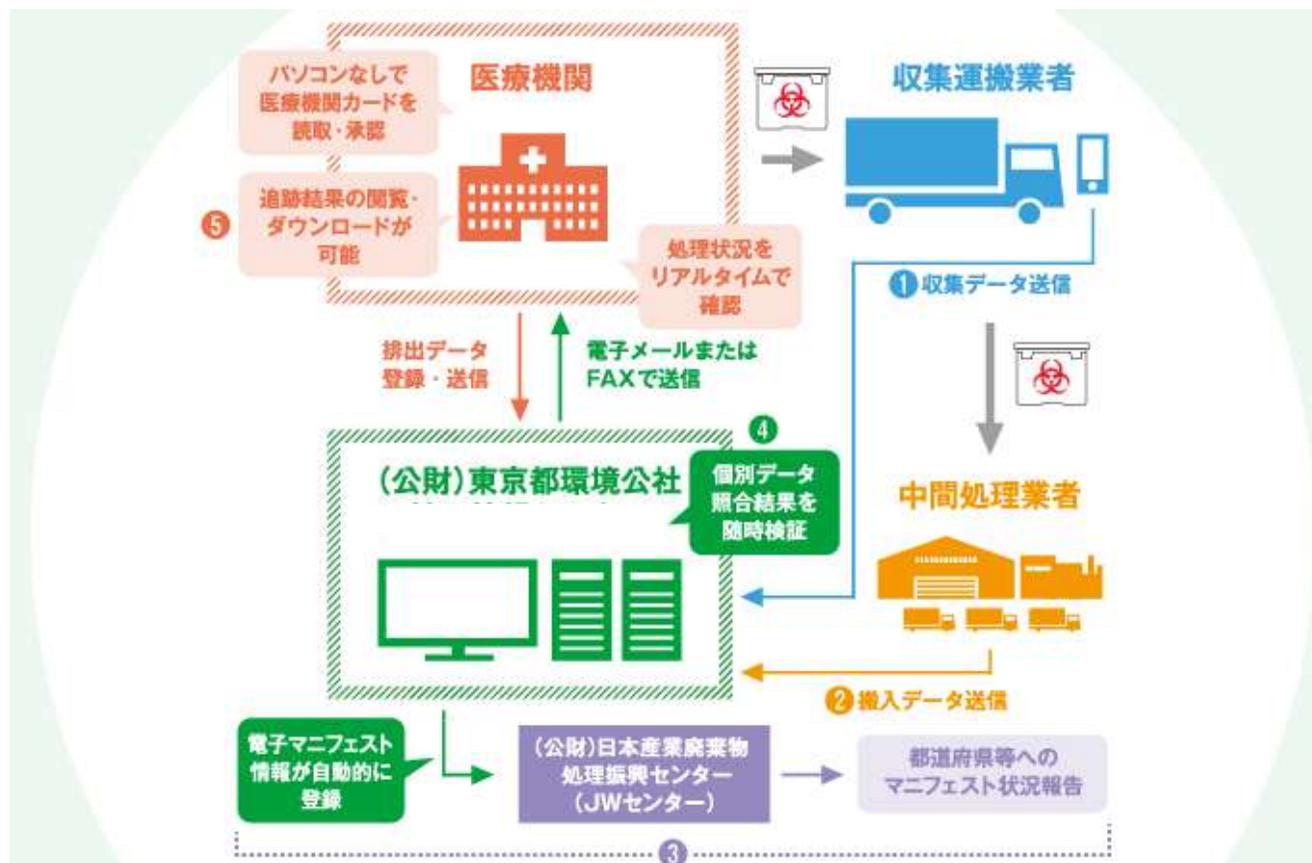
【東京都医師会方式の特徴】

- ・ システム利用事業者から処理業者を選定
- ・ 医療機関から委任を受け、地区医師会が処理業者と産業廃棄物処理契約を代理締結
- ・ 医療廃棄物追跡管理システム（電子マニフェスト連携）を活用



【追跡管理システムを使った情報管理】

- ① 収集運搬業者が、専用のスマートフォンアプリを使用し、収集情報を送信します。
- ② 収集運搬業者が、中間処理施設で処理場職員の立会いのもと個数を確認し、搬入情報を送信します。
- ③ 医療廃棄物追跡管理システム経由で、適宜収集・搬入情報がJWNETに登録されます。
※JWセンターより、都道府県知事等への報告が自動的に行われます。（年1回）
- ④ 電子マニフェスト情報を公社が追跡・監視し、データ不備の修正等に対応します。
- ⑤ 医療機関は、メール若しくはFAXによる通知、又はWEBから、廃棄物の処理状況をリアルタイムで確認いただけます。



【システム利用料金・加入手続き】

情報管理手数料

医院・診療所 ▶ **3,600円/年**

病院 ▶ **10,000円/月**

OPTION

容器毎の追跡管理

+

容器1個につき **35円**

容器毎の管理が可能

※廃棄物の処理料金は、別途必要になります。

※電子マニフェスト利用料金【A料金、B料金、C料金(団体加入料金)】は、別途必要になります。JWセンターのHPからご確認ください。

1

所属の地区医師会へ連絡



委任状に記入の上、地区医師会へご郵送ください。

2

申込フォームへの入力



以下URL（医療廃棄物追跡管理システムHP）の申込フォームよりお手続きください。

3

システムの利用開始



利用開始に必要な書類を公社から医療機関に郵送します。

医療廃棄物追跡管理システム：<https://www.tokyokankyo.jp/fdm/>

【都医師会方式に参画している地区医師会】※50音順

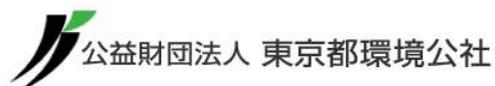
- 浅草医師会
- 足立区医師会
- 荒川区医師会
- 板橋区医師会
- 葛飾区医師会
- 北区医師会
- 小石川医師会
- 江東区医師会
- 下谷医師会
- 渋谷区医師会
- 新宿区医師会
- 墨田区医師会
- 世田谷区医師会
- 中央区医師会
- 調布市医師会
- 千代田区医師会
- 田園調布医師会
- 豊島区医師会
- 中野区医師会
- 日本橋医師会
- 文京区医師会
- 港区医師会

以下の場合でも、システムへの加入は可能です。詳しくは弊社担当までお問い合わせください。

- 地区医師会に所属されていない場合
- 所属の地区医師会が医療廃棄物追跡管理システムに参画していない場合

※収集運搬業者及び処分業者が公社システムに加入していることが条件となります。

医療廃棄物の適正処理を、
安全・確実に実施



医療廃棄物追跡管理システム

<https://www.tokyokankyo.jp/fdm/>

【お問い合わせ先】

東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル5階
公益財団法人東京都環境公社 環境共生部 環境事業課 事業運営係
電話番号：03-3634-4074